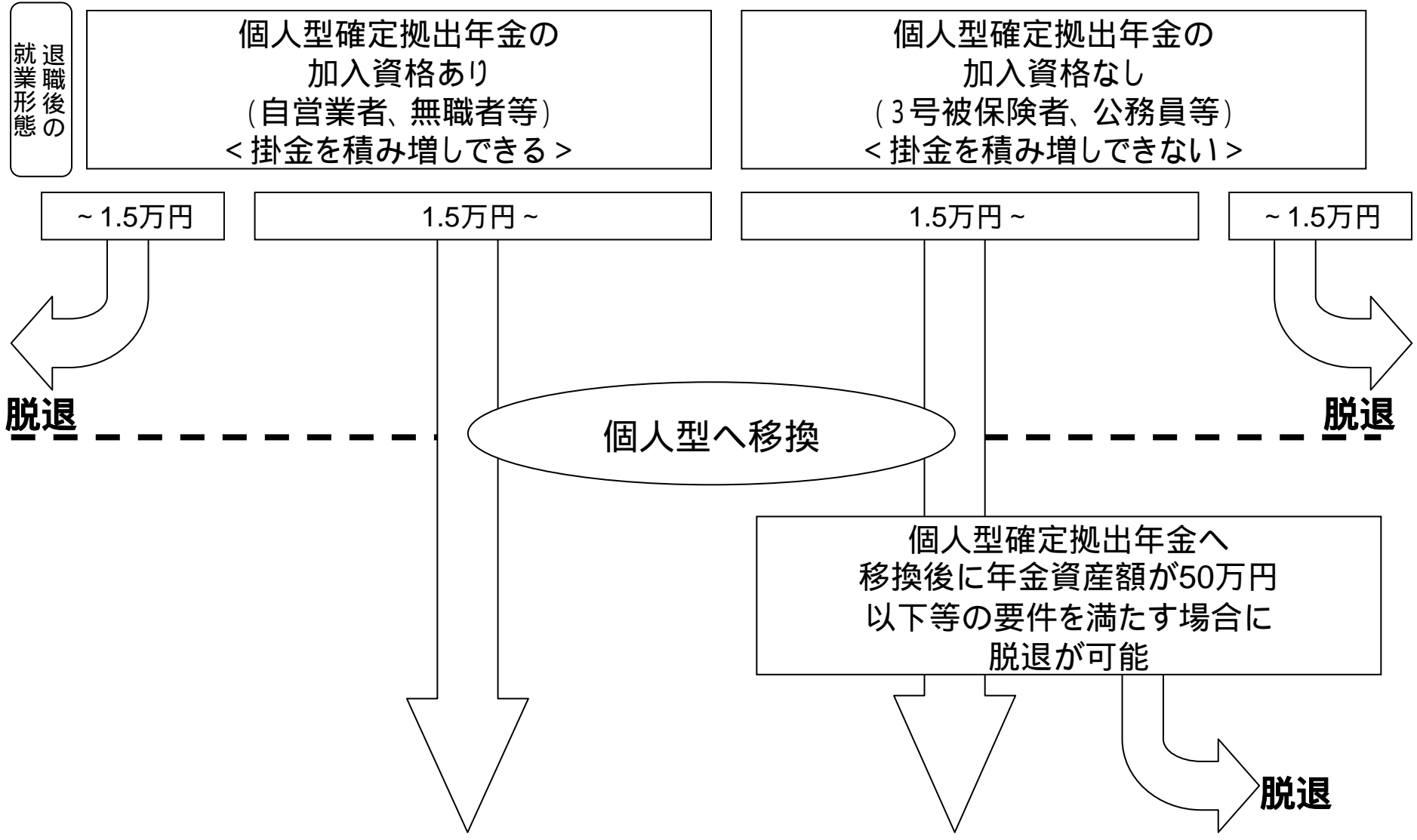
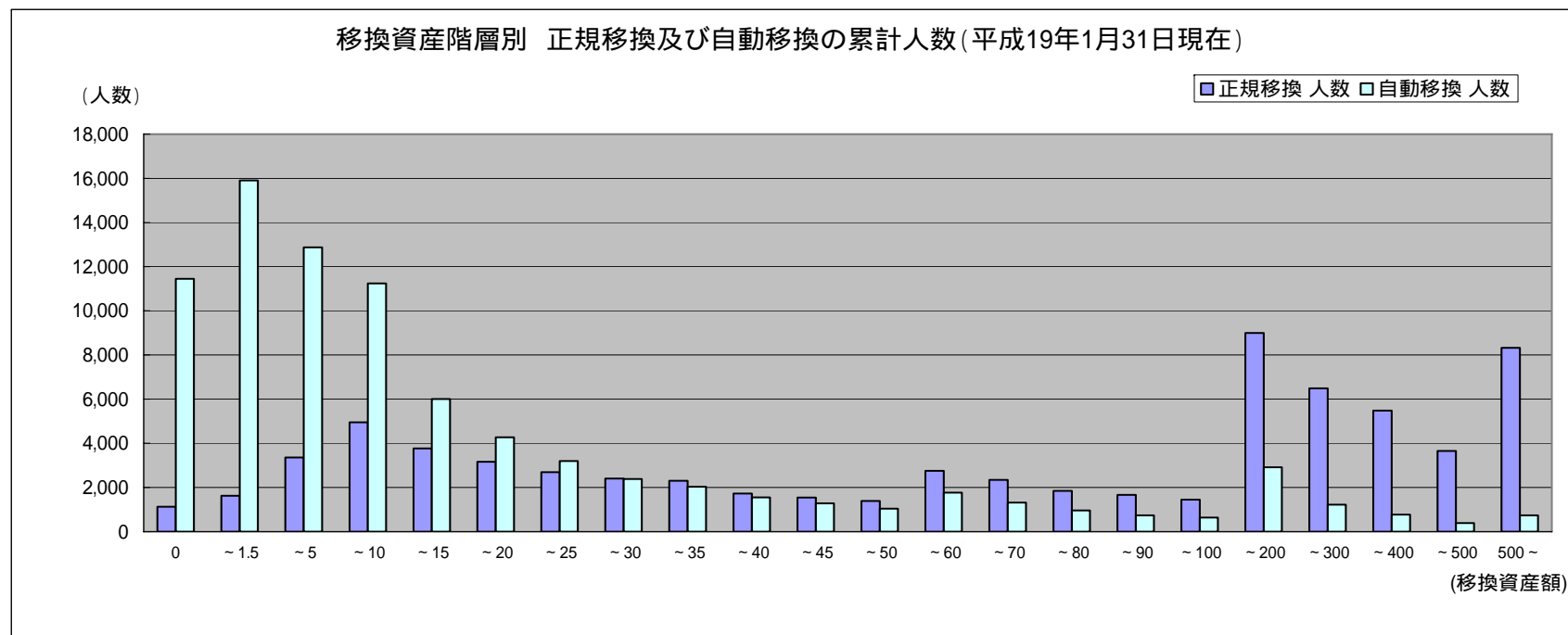


# 中途脱退要件について

退職により企業型確定拠出年金の加入資格を喪失



# 自動移換者の現状

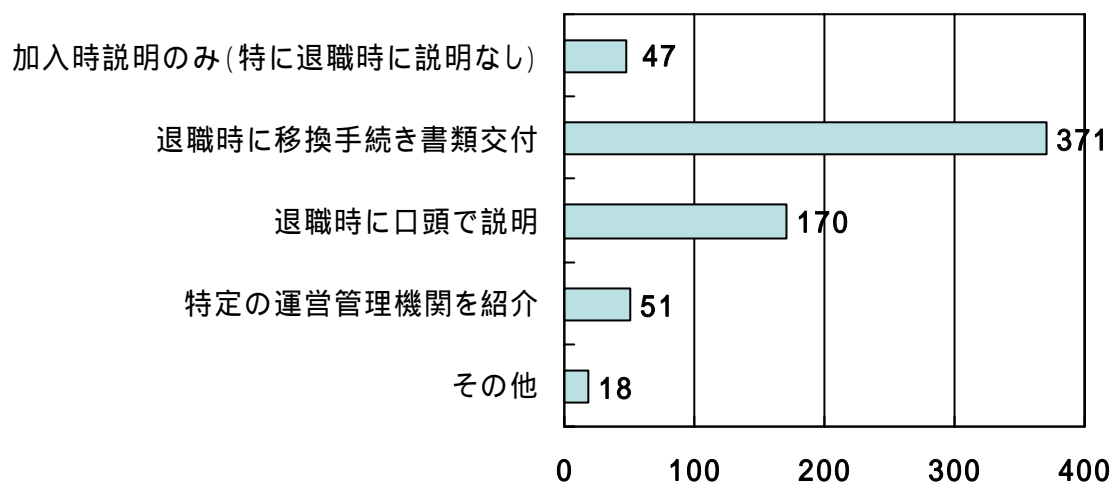


移換資産額	万円	0	~ 1.5	~ 5	~ 10	~ 15	~ 20	~ 25	~ 30	~ 35	~ 40	~ 45	~ 50	~ 60	~ 70	~ 80	~ 90	~ 100	~ 200	~ 300	~ 400	~ 500	500 ~	合計
正規移換	人数	1,127	1,625	3,359	4,954	3,767	3,167	2,688	2,405	2,296	1,730	1,545	1,385	2,750	2,341	1,845	1,659	1,447	8,990	6,493	5,483	3,654	8,324	73,034
	構成比	2%	2%	5%	7%	5%	4%	4%	3%	3%	2%	2%	2%	4%	3%	3%	2%	2%	12%	9%	8%	5%	11%	100%
	累計構成比	2%	4%	8%	15%	20%	25%	28%	32%	35%	37%	39%	41%	45%	48%	51%	53%	55%	67%	76%	84%	89%	100%	-
自動移換	人数	11,449	15,902	12,881	11,245	6,008	4,267	3,197	2,385	2,032	1,548	1,280	1,038	1,768	1,316	954	740	632	2,915	1,218	767	395	744	84,681
	構成比	14%	19%	15%	13%	7%	5%	4%	3%	2%	2%	2%	1%	2%	2%	1%	1%	1%	3%	1%	1%	0%	1%	100%
	累計構成比	14%	32%	48%	61%	68%	73%	77%	80%	82%	84%	85%	86%	89%	90%	91%	92%	93%	96%	98%	99%	99%	100%	-
合計	累計構成比	8%	19%	29%	40%	46%	51%	54%	57%	60%	62%	64%	65%	68%	71%	72%	74%	75%	83%	88%	92%	94%	100%	-

## 中途脱退者に対する個人型DCへの移換説明の状況

### 中途退職者に対する個人型DCへの移換説明の状況

退職時の説明	度数	率(回答者)
特に退職時に説明していない(加入時説明のみ)	47	9.2%
退職時に移換手続き書類交付	371	72.7%
退職時に口頭で説明	170	33.3%
特定の運営管理機関を紹介	51	10.0%
その他	18	3.5%
無回答	11	
有効回答数	657	
有効回答者数	510	



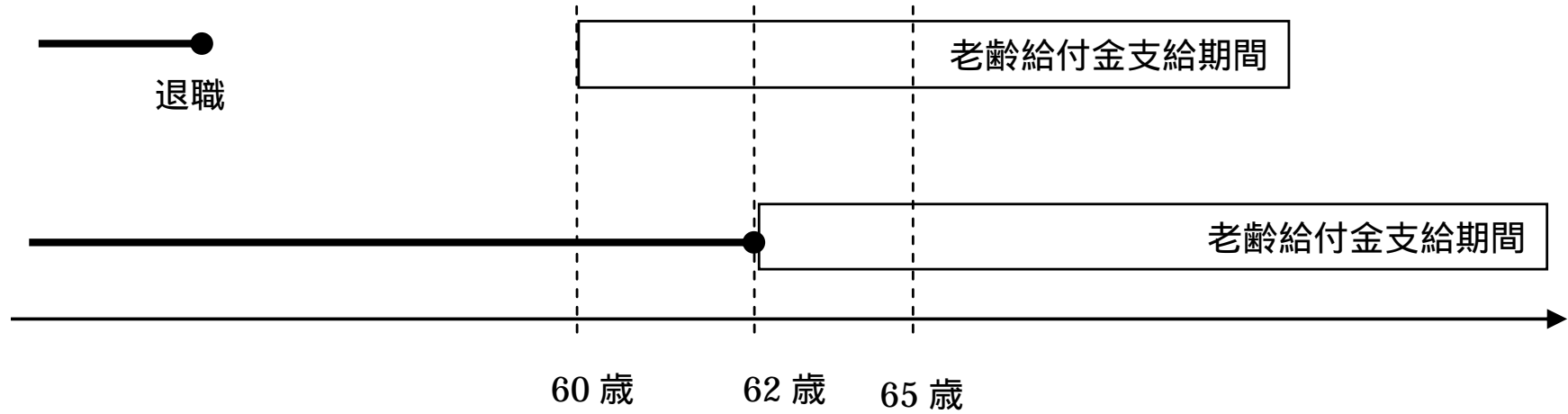
(平成18年10月「確定拠出年金に関する実態調査」(企業年金連合会))

# 確定給付企業年金

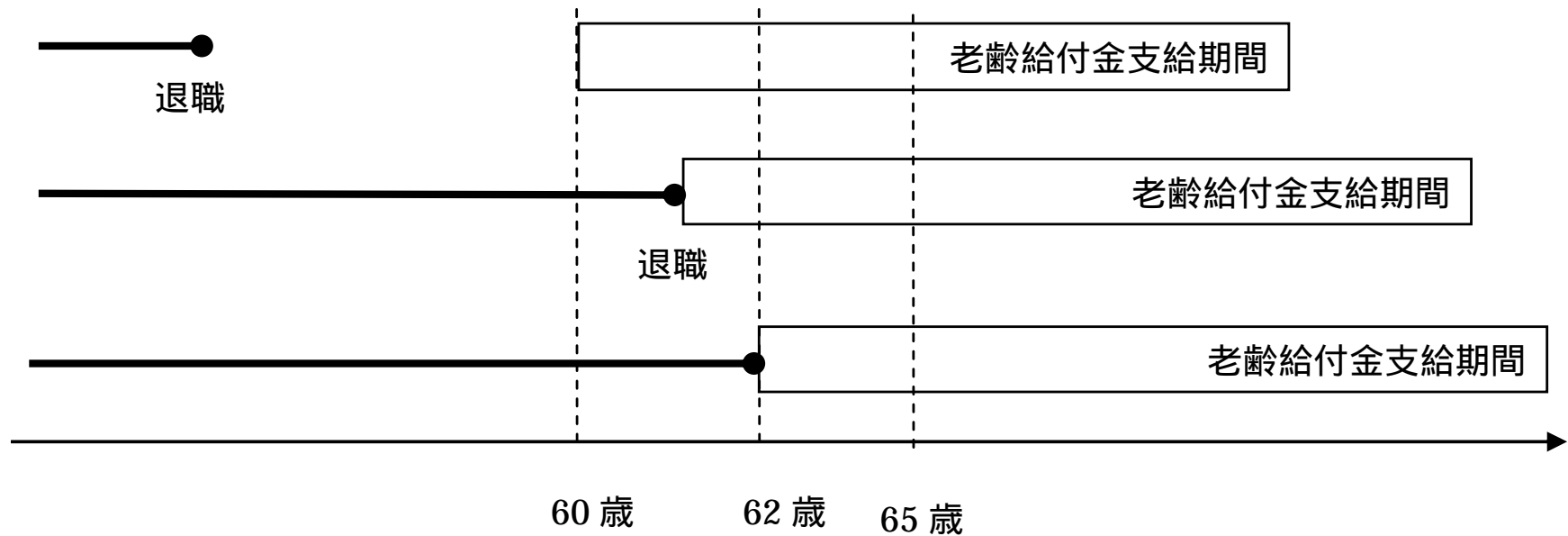
---

# 確定給付企業年金に係る60歳代前半の退職時支給のイメージ

## < 現行 >

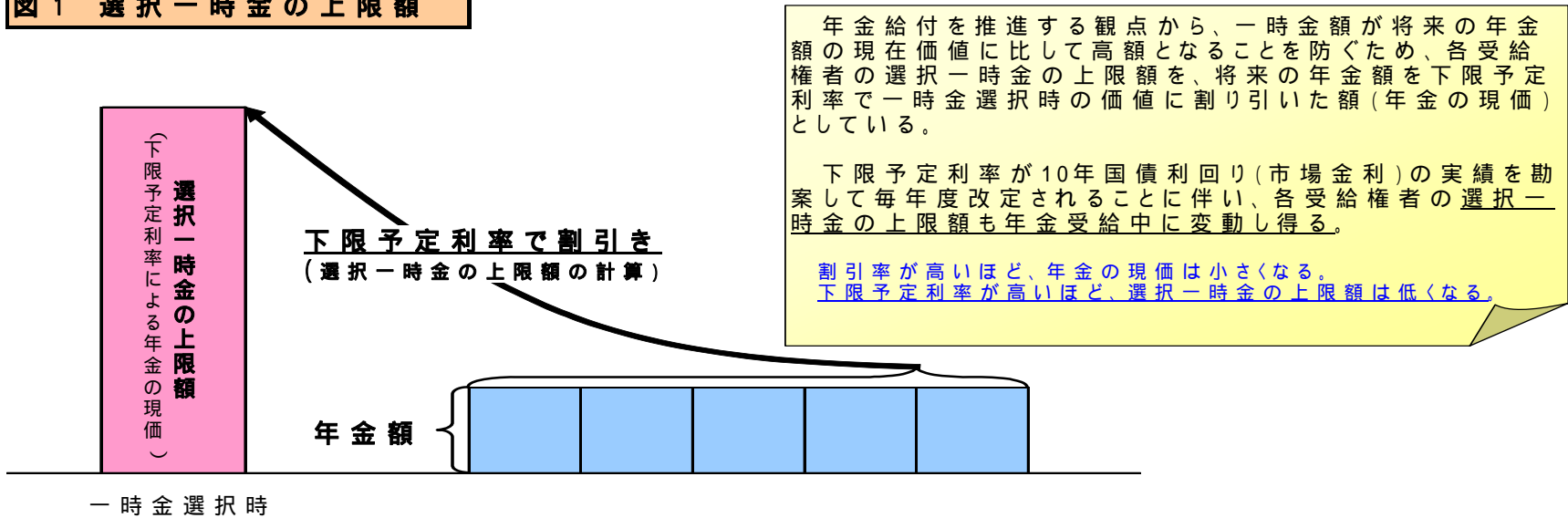


## < 60歳代前半の退職時支給を認める場合 >



# 選択一時金の上限額について

**図1 選択一時金の上限額**



**図2 退職一時金(選択一時金)と年金額の関係**

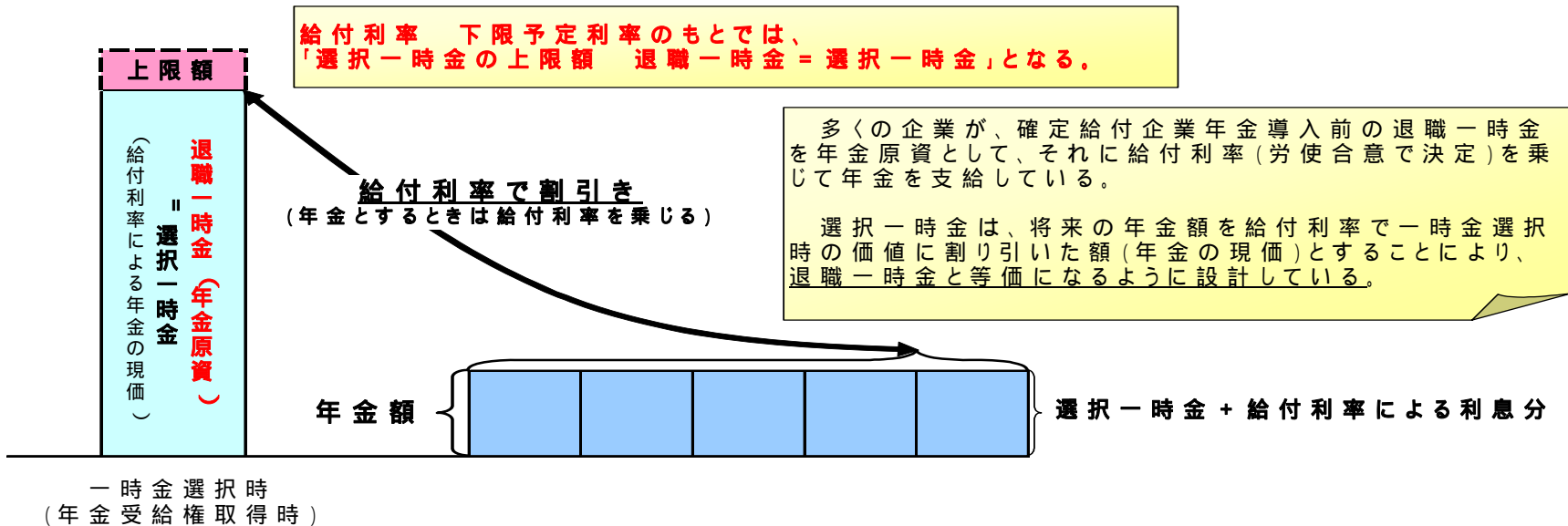
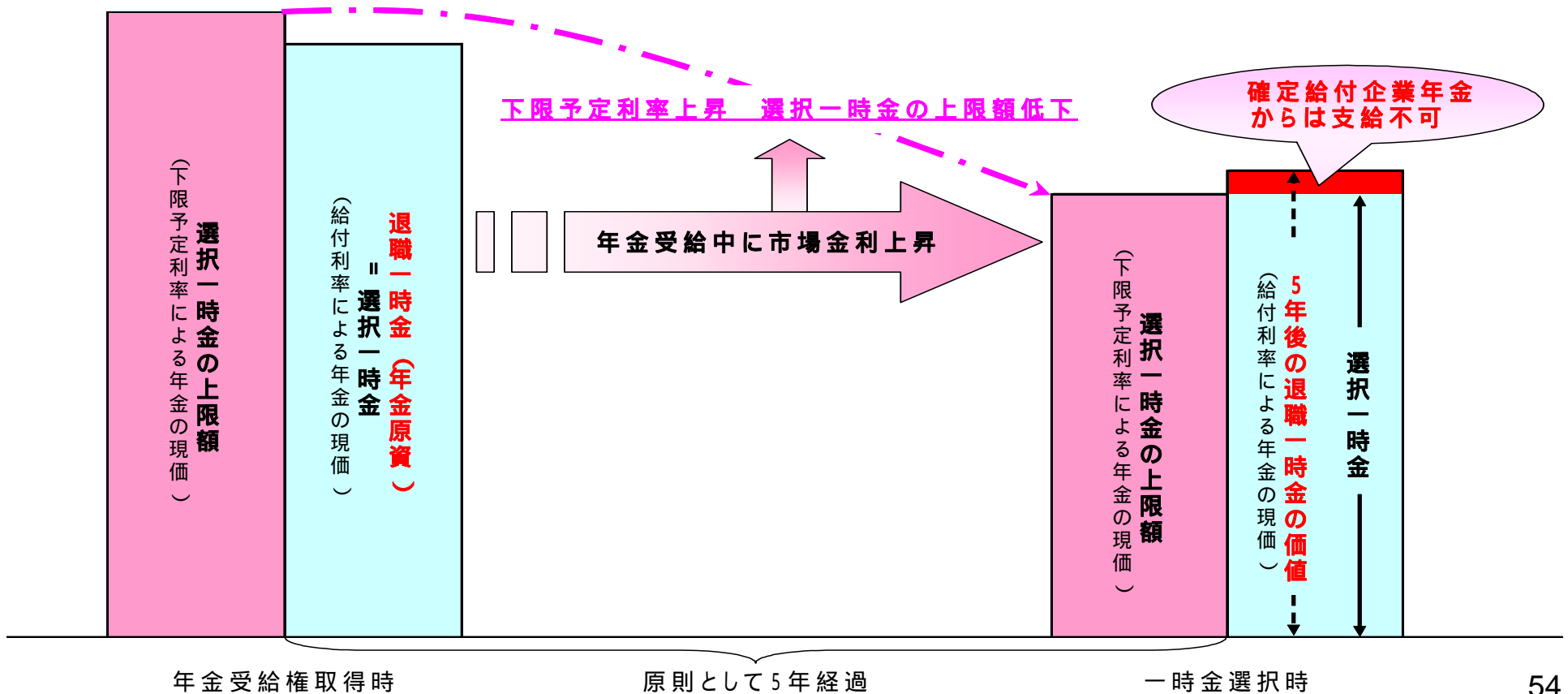
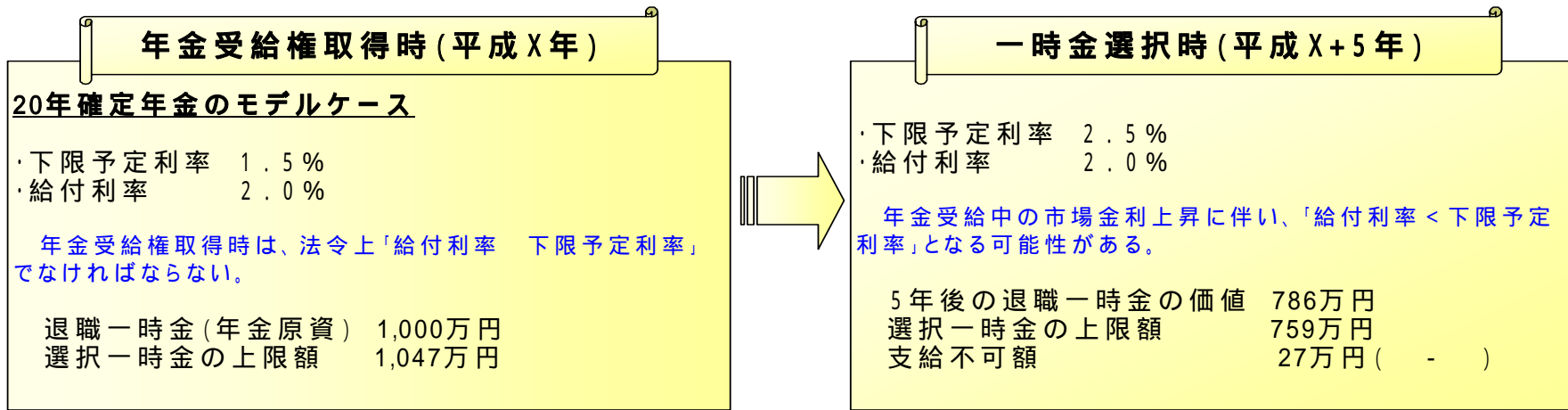


図3 選択一時金の上限規制



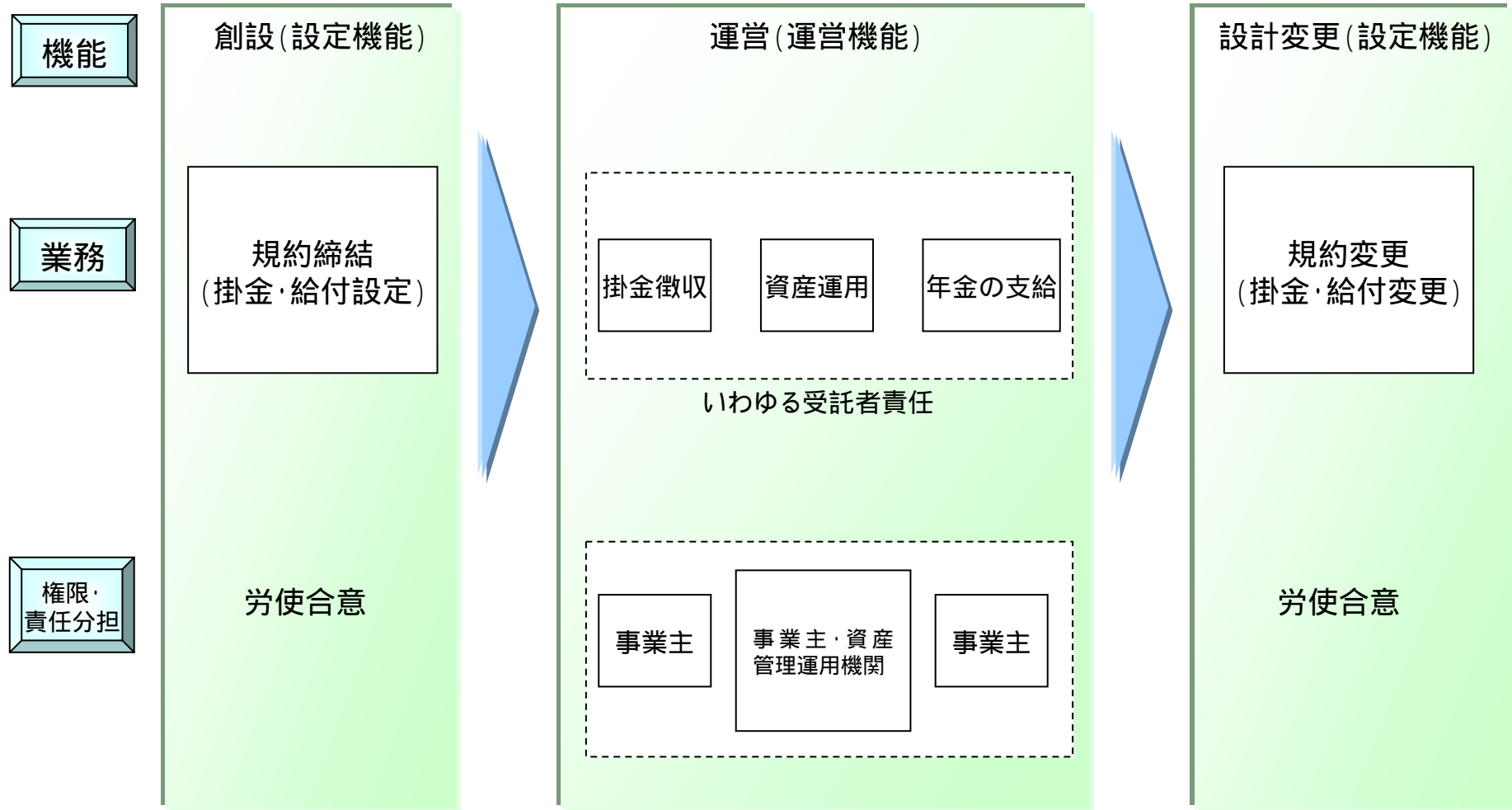
# 企業年金のリスク管理

---

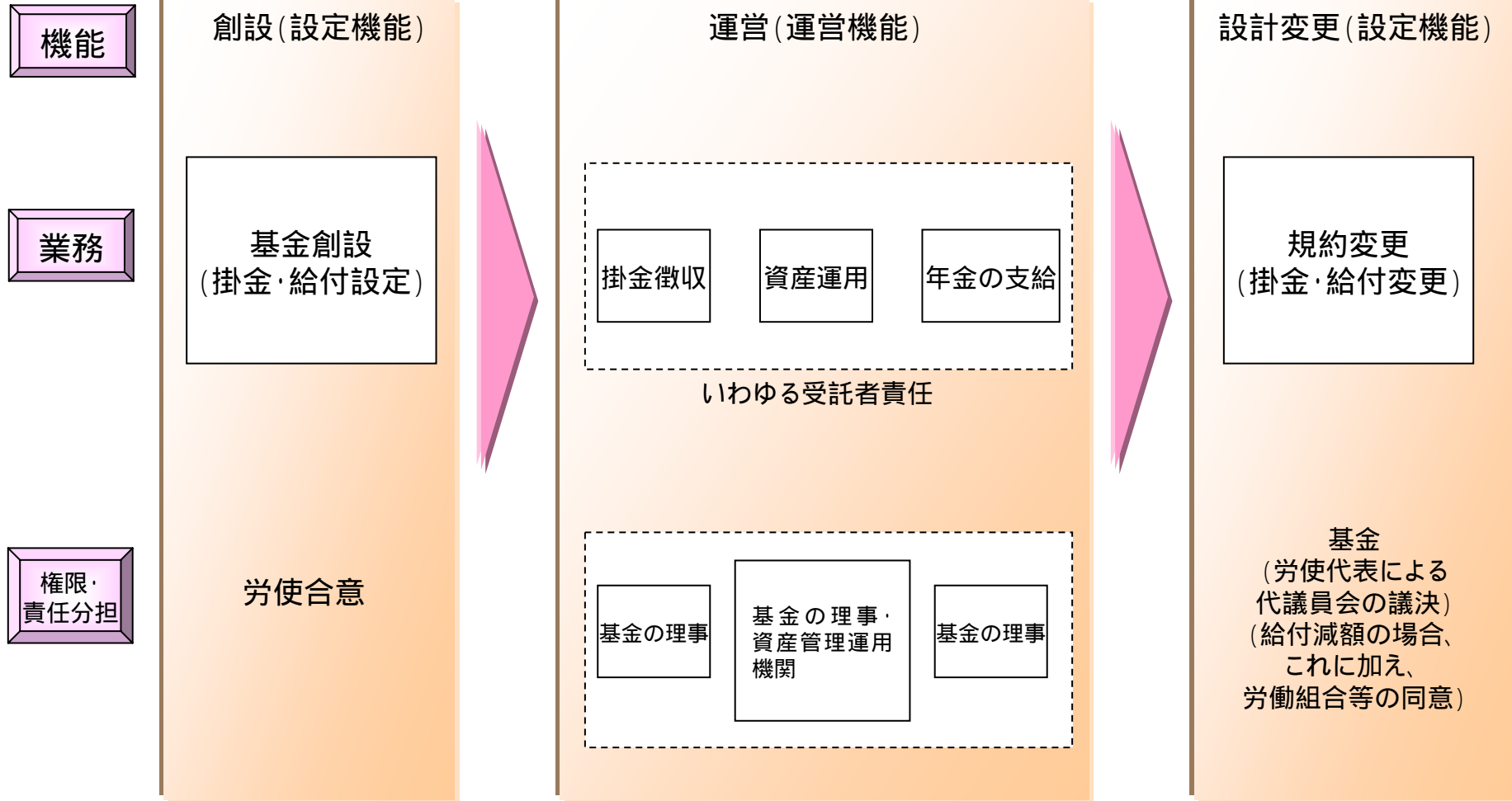


# 企業年金の運営におけるガバナンス(権限・責任分担)

## 1. 規約型



## 2. 基金型



## 規約型における意思決定権限及び事業主の忠実義務

規約型においては、企業年金制度の意思決定権限及び運営責任はすべて事業主にあり、法律上及び実態的にも、権限及び責任の所在は明確である。

事業主には、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならないという忠実義務が課され、第三者の利益を図る目的をもって資産管理契約を締結することなどが禁止されている。

### (資料) 確定給付企業年金法の関係規定

#### < 確定給付企業年金法 >

(事業主の行為準則)

**第六十九条** 事業主は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分及び規約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 事業主は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、資産管理運用契約を締結すること。
- 二 積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

## (資料) 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン

### < 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて

(平成14年3月29日年発第0329009号厚生労働省年金局長通知) > 抄

#### 4. 資産運用委員会

(設置)

年金運用責任者を補佐するため、資産運用委員会を設置することが望ましい。

(役割)

資産運用委員会の役割としては、運用の基本方針、運用ガイドラインや政策的資産構成割合の策定及び見直し、運用受託機関等の評価等に関し、年金運用責任者へ意見を述べること等が考えられる。資産運用委員会の委員は、確定給付企業年金の個別事情に応じて審議することになるが、もっぱら加入者等の利益を考慮し、これを犠牲にして、加入者等以外の者の利益に配慮すべきではない。

(構成)

資産運用委員会は、規約型企業年金の場合においては、規約型企業年金の実施事業所の財務又は労務に関する業務を担当する役員等及び労働組合等の加入者を代表する者で構成することが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。基金においては、理事、代議員、基金型事業主の財務又は労務に関する業務を担当する役員等の中から理事長が選任する者で構成されることが考えられるが、実状に応じ、専門家等の外部の者を委員とすることも考えられる。ただし、資産運用委員会が運用受託機関等の評価を行う場合には、運用受託機関等の関係者である委員が審議に加わることは適当でない。

(位置付け等)

資産運用委員会の位置付けや開催の手続等については、各確定給付企業年金の実状に応じて定められるべきものであるが、事業主等の業務の執行に関する意思決定はあくまで事業主又は理事会が行うべきものであることに留意する必要がある。

## 基金型における意思決定権限及び基金の理事の忠実義務

基金型においては、独立した法人である基金が、代議員会において給付設計の変更など企業年金の運営方針を決定する仕組みとなっている。

基金の理事は、(代議員会の決定した方針に従って)基金のため忠実にその業務を遂行しなければならないという忠実義務が課され、第三者の利益を図る目的をもって資産管理契約を締結することなどが禁止されている。

また、基金の理事が積立金の管理及び運用に関する業務についてその任務を怠ったときは、その理事は基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずることとされている。

### (資料) 確定給付企業年金法、厚生年金保険法の関係規定

#### < 確定給付企業年金法 >

(基金の理事の行為準則)

**第七十条** 基金の理事は、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約(以下「基金資産運用契約」という。)を締結すること。
- 二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

3 基金の理事が第二十二条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

### < 厚生年金保険法 >

(理事の義務及び損害賠償責任)

**第二百十条の二** 理事は、前条第三項に規定する基金の業務について、法令、法令に基づいてする厚生労働大臣の処分、規約及び代議員会の議決を遵守し、基金のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

**第二百十条の三** 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

## 資産管理運用機関の忠実義務

規約型において事業主が契約を締結する資産管理運用機関及び基金型において基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、加入者等のため又は基金のため忠実にその業務を遂行しなければならないこととされている。

### (資料) 資産管理運用機関の行為準則

#### < 確定給付企業年金法 >

(資産管理運用機関の行為準則)

**第七十一条** 資産管理運用機関(契約金融商品取引業者を含む。)は、法令及び資産管理運用契約を遵守し、加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

(基金が締結した基金資産運用契約の相手方の行為準則)

**第七十二条** 基金が締結した基金資産運用契約の相手方は、法令及び基金資産運用契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

#### < 厚生年金保険法 >

(行為準則)

**第百三十六条の五** 基金が締結した次の各号に掲げる契約の相手方は、法令及び当該契約を遵守し、基金のため忠実にその業務を遂行しなければならない。

- 一 第百三十条の二第一項の規定による信託、保険若しくは共済の契約又は同項に規定する投資一任契約
- 二 第百三十条の二第二項(第百三十六条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による信託の契約
- 三 第百三十六条の三第一項各号に掲げる運用の方法に係る契約
- 四 第百三十六条の三第三項に規定する年金給付等積立金の管理の委託に関する契約

## (資料) 確定給付企業年金、厚生年金基金の運用部分の関係法令・通知の抜粋

### < 確定給付企業年金法施行令 >

(運用の基本方針)

**第四十五条** 事業主(厚生労働省令で定める要件に該当する規約型企業年金を実施するものを除く。第三項において同じ。)及び基金は、積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、法令に反するものであってはならない。

3 事業主及び基金は、法第六十五条第一項及び第二項並びに法第六十六条第一項に規定する方法(法第六十五条第一項第一号の規定による信託の契約であって、第三十八条第一項第二号に該当するもの及び生命保険又は生命共済の契約であって、当該契約の全部において保険業法(平成七年法律第百五号)第百十六条第一項又は農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十一条の十三に規定する責任準備金の計算の基礎となる予定利率が定められたものを除く。)により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿って運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

### < 確定給付企業年金法施行規則 >

(運用の基本方針に定めるべき事項)

**第八十三条** (略)

2・3 (略)

4 事業主等(第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除く。)は、令第四十五条第三項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

### < 確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて (平成14年3月29日年発第0329009号厚生労働省年金局長通知) > 抄

#### 3. 事業主及び基金の理事 (5) 運用の委託 運用受託機関の管理

(運用ガイドラインの提示)

年金運用責任者は、運用の基本方針を踏まえ、文書等による運用ガイドライン(規則第83条第4項に規定する運用指針をいう。以下同じ。)により、各運用受託機関に対し、資産構成に関する事項、運用手法(運用スタイル)に関する事項、運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項、運用受託機関の評価に関する事項、運用業務に関し遵守すべき事項、その他運用業務に関し必要な事項を示さなければならない(令第45条及び規則第83条参照)。

(注) 生命保険一般勘定契約又は生命共済一般勘定契約については、運用ガイドラインを提示する必要はない。



### < 厚生年金保険法 >

(年金給付等積立金の運用に関する基本方針等)

**第百三十六條の四** 基金は、年金給付等積立金の運用に関して、運用の目的その他厚生労働省令で定める事項を記載した基本方針を作成し、当該基本方針に沿つて運用しなければならない。

2 前項の規定による基本方針は、この法律(これに基づく命令を含む。)その他の法令に反するものであつてはならない。

3 基金は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる方法(政令で定める保険料又は共済掛金の払込みを除く。)により運用する場合には、当該運用に関する契約の相手方に対して、協議に基づき第一項の規定による基本方針の趣旨に沿つて運用すべきことを、厚生労働省令で定めるところにより、示さなければならない。

4・5 (略)

### < 厚生年金基金規則 >

(運用の基本方針)

**第四十二條** (略)

2・3 (略)

4 基金は、法第百三十六條の四第三項の規定により運用受託機関に対して第一項第二号、第四号、第五号、第六号及び第七号に掲げる事項のほか、運用手法に関する事項を記載した基本方針と整合的な運用指針を作成し、これを交付しなければならない。

## 積立金の運用を担当する理事の具体的要件

基金の理事は積立金の管理及び運用に関する業務についてその任務を怠ったときはその理事は基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずることとされているが、基金において積立金の管理運用業務を執行する理事は、法律上の要件である代議員であることに加え、基金の財政状況に精通し、積立金の管理運用業務を適正に執行できる者であって基金の業務に熱意を有する者を充てることとされている。

また、厚生年金基金については、常務理事が管理運用業務を行う場合には、年金制度に関する経験を有し、かつ、基金の業務運営に熱意を有する者という常務理事の要件に加え、基金の財政状況に精通し、積立金の管理運用業務を適正に執行できる者であることが必要とされている。

## (資料)厚生年金保険法の理事要件の規定

### < 厚生年金保険法 >

(役員)

**第一百十九条** 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3～7 (略)

(理事の義務及び損害賠償責任)

**第一百二十条の二** (略)

2 理事が前条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠つたときは、その理事は、基金に対し連帯して損害賠償の責めに任ずる。

(理事の禁止行為等)

**第一百二十条の三** 理事は、自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもつて、年金たる給付及び一時金たる給付に充てるべき積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

2 基金は、前項の規定に違反した理事を、規約の定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

### < 厚生年金基金令 >

(年金給付等積立金の運用)

**第三十九条の十五** (略)

2 基金は、管理運用業務を執行する理事を置かなければならない。

3 (略)

### < 厚生年金基金の事業運営について(昭和41年11月30日厚生省年金局長通知) > 抄

#### 第三 理事

一～五 (略)

六 常務理事の選出にあたっては、年金制度に関する経験を有し、かつ、基金の業務運営に熱意を有する者をもって充て、基金の常務の処理に遺漏のないよう措置すること。

七 厚生年金保険法(以下「法」という。)第一百二十条第三項に規定する基金の業務(以下「管理運用業務」という。)を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)を置かなければならないこと。運用執行理事の選出にあたっては、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であって基金の業務運営に熱意を有する者を充てること。

なお、常務理事が管理運用業務を行う場合にあっては、六の者であることに加え、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であることも必要であること。

八 (略)

## (資料) 確定給付企業年金法の理事要件の規定

### < 確定給付企業年金法 >

(役員)

**第二十一条** 基金に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。

3～5 (略)

(役員の仕事)

**第二十二条** (略)

2 (略)

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、給付に充てるべき積立金の管理及び運用に関する基金の業務を執行することができる。

4・5 (略)

(基金の理事の行為規則)

**第七十条** (略)

2 基金の理事は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、第六十六条第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する契約(以下「基金資産運用契約」という。)を締結すること。

二 自己又は当該基金以外の第三者の利益を図る目的をもって、積立金の運用に関し特定の方法を指図することその他積立金の管理及び運用の適正を害するものとして厚生労働省令で定める行為

3 基金の理事が第二十二条第三項に規定する基金の業務についてその任務を怠ったときは、その理事は、基金に対して連帯して損害賠償の責めに任ずる。

4 基金は、この条の規定に違反した理事を、規約で定めるところにより、代議員会の議決を経て、交代させることができる。

< 確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について  
(平成14年3月29日厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長・運用指導課長通知) > 抄

(別紙2) 確定給付企業年金の事業運営基準

1～3 (略)

4 積立金の管理運用業務に関する事

(1)・(2) (略)

(3) 運用執行理事について

基金は、積立金の管理及び運用に関する業務(以下「管理運用業務」という。)を執行する理事(以下「運用執行理事」という。)を置かなければならないこととされているが、運用執行理事の選出に当たっては、基金の財政状況に精通し、管理運用業務を適正に執行できる者であって基金の業務運営に熱意を有する者を充てること。

なお、やむを得ない場合は、他の業務の担当理事と兼任して差し支えないが、その場合であっても他の基金の運用執行理事と兼務してはならないこと。

(略)

(4) (略)

5 (略)

## 外部の専門家の理事選任

現行制度では、基金の理事は労使半数ずつ代議員会で選定した代議員から選定することとされている。

(資料)厚生年金保険法・確定給付企業年金法の代議員、理事要件の関係規定

### < 厚生年金保険法 >

(代議員会)

#### 第百十七条

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所(基金が設立された適用事業所をいう。以下同じ。)の事業主において設立事業所の事業主(その代理人を含む。)及び設立事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は、加入員において互選する。

(役員)

#### 第百十九条

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は、設立事業所の事業主において選定した代議員において、他の半数は、加入員において互選した代議員において、それぞれ互選する。

### < 確定給付企業年金法 >

(代議員会)

#### 第十八条

3 代議員の定数は、偶数とし、その半数は事業主において事業主(その代理人を含む。)及び実施事業所に使用される者のうちから選定し、他の半数は加入者において互選する。

(役員)

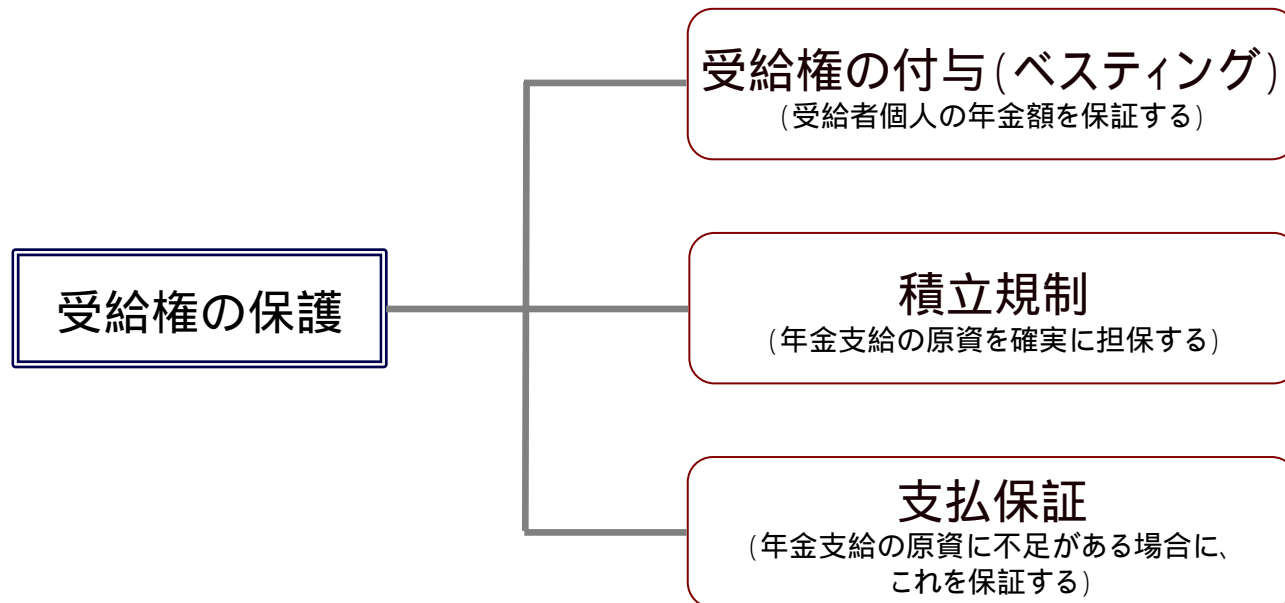
#### 第二十一条

2 理事の定数は、偶数とし、その半数は事業主において選定した代議員において、他の半数は加入者において互選した代議員において、それぞれ互選する。

## 受給権の保護について

企業年金のガバナンス(権限・責任分担)や積立金の適正な運用、さらには事業主等による加入者に対する業務概況に関する情報開示は、年金を確実に支給するための手段であり、「受給権の保護」の一環であると考えられる。

また、年金の支給額を確実に保証するという意味では、受給権の付与(ベスティング)、積立規制及び支払保証が、直接的な「受給権の保護」の手段であると考えられる。



## 厚生年金基金及び確定給付企業年金における給付減額の要件

	加入者減額	受給者減額
理由要件	<p>労働協約等が変更され、その変更に基づいて給付設計を変更する必要がある場合</p> <p>母体企業の経営状況が悪化した場合</p> <p>給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し、母体企業による掛け金の負担が困難になると見込まれる場合</p> <p>他の制度と合併する場合、適格退職年金等を引き継ぐ場合</p> <p>確定拠出年金に移行する場合</p>	<p>受給者の給付額は原則として引下げの対象とすべきでなく、仮に引き下げの場合であっても、確定給付企業年金を存続させるために真にやむを得ないと認められる場合に限られ、かつ、以下のいずれかの要件を満たす必要がある。</p> <p>母体企業の経営状況が悪化した場合</p> <p>給付設計を変更しなければ、掛金が大幅に上昇し、母体企業による掛け金の負担が困難になると見込まれる場合</p>
手続要件	減額の対象者の2 / 3以上の同意を取得すること。	<p>減額の対象者の2 / 3以上の同意を取得すること。</p> <p>給付設計の変更に関する十分な説明を行うこと。</p> <p>希望者に対し、減額前の給付額相当の一時金を支給すること。</p>



# 確定給付企業年金の積立基準の概要

## 確定給付企業年金の財政検証

### 継続基準

将来の掛金収入とあわせて、将来の給付を賄うために現時点で必要な積立金を保有しているかどうかの検証

掛金の再計算を行い、不足金全額につき3年以上20年以内の償却期間で特別掛金を設定

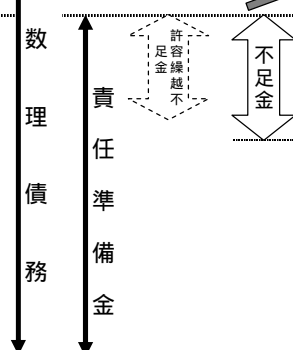
抵触した場合

#### 将来の給付費の現価

そのDBの運用収益予測による予定利率(通常、リスクフリーレートより大きい)で割り引き

責任準備金から積立金を引いた不足金が許容繰越不足金を上回っているかどうか検証

(将来期間相当分)	将来の標準掛金収入現価
(過去期間相当分)	将来の特別掛金収入現価
	積立金



### 非継続基準

仮にDBが終了した場合に、加入者・受給者等の、(過去の加入期間に応じて発生している(とみなされる)将来の給付(最低保全給付)を行うために必要な積立金を保有しているかどうかの検証

積立水準の回復計画(7年以内、平成23年度までは10年以内)を作成  
又は、  
積立比率に応じて必要な特例掛金を設定(15年以内)

抵触した場合

積立金が最低積立基準額(平成23年度までは $\times 0.9$ )を下回っていないか検証

#### 最低保全給付費の現価

リスクフリーレート(30年国債の直近5年平均の利回り(2.20) $\times 0.8 \sim 1.2$ )で割り引き

平成23年度までは最低積立基準額 $\times 0.9$ として検証

許容繰越不足金は ~ のいずれかの額で、不足金がこの額以内の場合、不足金解消のための掛金見直しは不要  
標準掛金総額 $\times 20$ 年確定年金現価率 $\times$ 規約で定める率(15%以下)  
責任準備金 $\times$ 規約で定める率(15%以下。年金資産に数理的評価を導入している場合は10%以下)  
、  
のうちいずれか小さい額

(注)平成19年3月に改正を行い、積立基準の緩和措置を平成23年度まで延長 72

# 支払保証制度

(資料) OECD積立と給付の保障に関するガイドライン

## 「積立と給付の保障に関するガイドライン(OECD作成)」(一部抜粋)

### 企業年金の積み立て

- 1.1 企業年金は、積立型で行うべきである。
- 1.2 確定拠出型の企業年金制度は、年金基金の設立や年金保険の契約、金融機構から認定を受けた他の退職貯蓄商品の購入を通じて積み立てられるべきである。
- 1.3 確定給付型の企業年金制度は、一般的に年金基金の設立や保険契約(又はこれらの組合せ)によって、積み立てられるべきである。  
年金基金、加入者及び受給者に対する先取特権の付与や、事業主が破産した場合に年金給付を保護する支払保証の仕組みによってさらなる保護を行ってもよい。
- 1.4 民間の非積立型の制度は一般的に禁止されるべきである。支払保証の仕組みを設立することは、一般的には、内部留保を通じて資金調達される確定給付型の企業年金制度の場合に求められる。
- 1.5 支払保証の仕組みは、不当な目的であえてリスクをとろうとすること(モラルハザード)を避けるために、保険料を適切に設定するべきである。

【出典:「確定給付企業年金の受給権に関する研究」(財)年金総合研究センター】

# 諸外国の支払保証制度

支払保証制度に関する諸外国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	スウェーデン
加入義務の有無	全厚生年金基金参加の共済事業	全ての適格な給付建企業年金は強制加入	確定給付企業年金を実施する事業主は強制加入	対象となっている年金制度は強制加入	内部留保制度又は年金基金制度によりホワイトカラーの企業年金制度を実施する企業は強制加入
運営主体	企業年金連合会	P B G C (年金給付保証公社)  政府機関	P P F (年金保護基金)	P S V (年金保証保険相互組合)	契約企業が社員となる信用保証保険相互会社 (Pensionsgaranti社)
対象制度	厚生年金基金制度	全ての適格な給付建企業年金制度	積立不足の年金制度 (給付建ての要素がある制度)	・直接約定 ・共済金庫 ・年金基金 ・直接保険(撤回権留保付の場合、当該保険契約に基づく請求権を担保提供、譲渡した場合)	ホワイトカラーの企業年金制度を実施する企業のうち、Alecta社と年金保険契約を締結せず、内部留保制度や年金基金制度を利用する企業
対象者	残余財産分配金の年金化を希望し、その分配金を企業年金連合会に移換した者(残余財産分配金を一時金で受け取った者は対象とならない)	制度終了した制度の加入者(受給者、受給待期脱退者を含む)	制度終了した制度の加入者(受給者、受給待期脱退者を含む)	年金受給者及びその親族並びに法律に基づく没収不能な給付期待権を有する労働者	契約企業の加入者等
保証内容	各人のプラス部分の解散時責任準備金のうち、「代行部分の給付現価の3割相当」と「これを上回る部分の5割相当」とし、これらを厚生年金基金全体で合計したもの	受給権付与済の給付等	通常年金年齢に到達した加入者及び健康を理由に早期退職した加入者に対しては同日以降100%の年金受給を保障 他の全ての加入者は発生年金給付の90%を支給	社会法典に基づく受給額算定基礎額の3倍まで保証	Pensionsgaranti社は契約企業に代わって、保証対象とされる年金債務の即時清算義務(Alecta社から一時払いにて年金債務に見合う年金を購入する義務)を履行
保険料	各厚生年金基金からの拠出金	適用を受ける制度からの徴収金	適用を受ける制度からの徴収金	年ごとに必要な保証給付額を賄えるだけの保険料(加入企業の責任準備金の大きさに比例して保険料が決定。賦課方式)	リスクを勘案した十分な水準の危険準備金を積立 保険料は内部留保制度の場合は年金債務現価の0.3%、年金基金方式の場合は年金債務現価の0.1%

# 確定給付企業年金法制定の際の附帯決議

## 平成13年 第151回国会 確定給付企業年金法案 附帯決議

### <衆議院厚生労働委員会(平成13年5月25日)>

#### 【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるよう努力するべきである。

- 一 企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、セイフティネットとしての機能をもつ「支払保証制度」について、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き検討を加えること。

二～八 (略)

### <参議院厚生労働委員会(平成13年6月7日)>

#### 【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

- 一 支払保証制度については、企業年金の加入者及び受給者の受給権保護を図る観点から、モラルハザードの回避などに留意しつつ、引き続き、検討を加えること。

二～十 (略)

# 厚生年金基金の支払保証制度の概要

## 1. 趣旨

企業年金連合会では、「母体企業の倒産や経営悪化などによりやむを得ず解散した基金に積立不足が生じている場合、加入員や年金受給者等に一定の年金額が確保されるよう、各基金からの拠出金を原資として老齢年金給付の額を付加する支払保証事業」を実施。（全基金参加の共済事業として、平成元年から実施。）

## 2. 事業の概要

### (1) 保証給付の支給要件

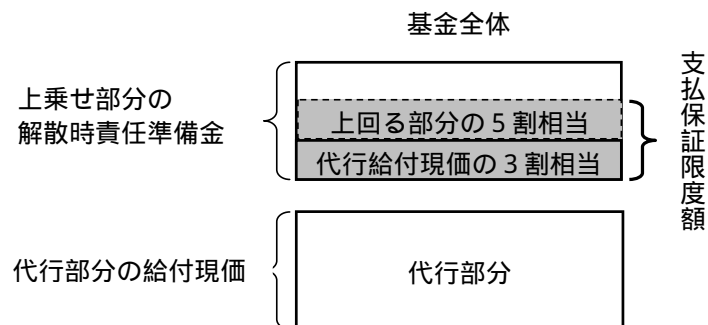
次の2つの要件のいずれにも該当する場合に保証給付を支給。

- 要件1 次のいずれかの事由によりやむを得ず解散した場合
- ア. 設立事業所の倒産
  - イ. 設立事業所又は設立事業所の属する業界の業績悪化
  - ウ. その他基金の存続が極めて困難と認められる場合

要件2 残余財産が支払保証限度額を下回る場合

### (2) 保証範囲

支払保証限度額（保証範囲）は、基金全体の「上乗せ部分の解散時責任準備金」のうち、「代行部分の給付現価の3割相当」と「これを上回る部分の5割相当」を加えた額。（保証給付額の上限は70億円）



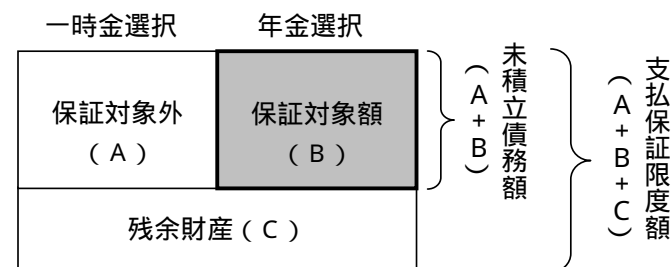
### (3) 保証対象額

給付対象者

残余財産分配金の年金化を希望し、その分配金を連合会に移換した者を対象。

保証対象額

未積立債務額（支払保証限度額から残余財産を控除した額）に年金選択割合を乗じたもの。



（保証給付の適用基準に該当しない場合の例）

- ・ 母体企業が、基金解散前数年間継続して黒字、あるいは、株主配当を行っている。
- ・ 母体企業が、多額の剰余金を保有している。

等

### (4) 支払保証事業の財源

財源は、各基金からの拠出金と運用収益。拠出金の水準は、解散の発生確率、積立水準等を総合的に勘案し、5年に一度の財政再計算時に決定。

拠出金は、人頭比例部分（加入者数等に比例）、受益比例部分（支払保証限度額に比例）、積立不足比例部分（未積立債務額に比例）から構成。

（注）平成17年度に剰余金を活用して、拠出金を減額。平成19年度から更に減額。

# ポートフォリオの策定等に関する現行規制の概要

	厚生年金基金	基金型 確定給付企業年金	規約型 確定給付企業年金
<p>「運用の基本方針」の策定</p> <p>[内容] (厚基則42条、DB則83条)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積立金の運用の目標</li> <li>・資産の構成に関する事項</li> <li>・運用受託機関の選任に関する事項</li> <li>・運用受託機関の業務報告に関する事項</li> <li>・運用受託機関の評価に関する事項</li> <li>・運用業務に関し遵守すべき事項</li> <li>・その他運用業務に関し必要な事項</li> </ul>	<p><b>義務</b></p> <p>(厚年法第136条の4第1項、DB令45条第1項)</p>		
	<p>「資産の構成に関する事項」とは、かつての5・3・3・2規制のような「株式35%以下、債券50%以上」等の資産構成の上下限に関する自主ルールの制定を意味し、ポートフォリオの策定を指すものではない。</p>		<p>(除外) 加入者数300人未満かつ運用資産額3億円未満の規約型確定給付企業年金 (DB則82条)</p>
<p>ポートフォリオの策定</p> <p>ポートフォリオ策定に関する専門的知識・経験を有する者の配置</p>	<p><b>努力義務</b></p> <p>(厚基則41条の5第1項第1号・第2号、DB則84条第1項第1号・第2号)</p>		
<p>(例外)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 自家運用を行う基金</li> <li>* 掛金を株式で納付する場合</li> </ul>	<p><b>義務</b></p> <p>(厚基則42条3項、DB則83条3項)</p>		

(表中の略称)「厚年法」...厚生年金保険法 「DB令」...確定給付企業年金法施行令

「厚基則」...厚生年金基金規則 「DB則」...確定給付企業年金法施行規則

# 企業年金におけるデリバティブの利用について

## 先物取引

将来の一定時点において、あらかじめ合意した価格で証券などの売買を行う取引。  
 (長所)・オプション取引に比べてコストが安い。・市場において確実に取引できる。  
 (短所) 予想が外れた場合には、損失を被る。

## オプション取引

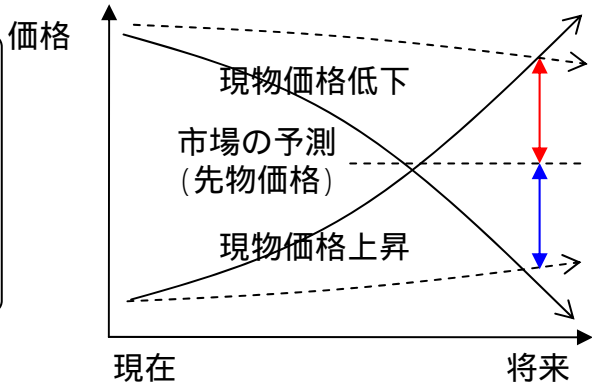
将来の一定時点において、あらかじめ合意した価格で証券などの売買を行う**権利**を売買する取引。  
 権利の対価としてオプション料を支払う必要があるが、権利を行使しないことも可。  
 (長所)・取引者間で行使価格、満期日等の条件を自由に決定でき、ニーズに応じた細かな設定が可能。  
 ・予想が外れた場合は、権利を行使せず、損失をオプション料のみにとどめることができる。  
 (短所) 自らのニーズに応じた取引相手が見つかるとは限らない。

### 利用方法

将来の価格変動によるリスクの回避  
 例えば、3ヶ月後には市場の予測よりも価格が下落する、と見込んでいる場合、今、3ヶ月後に売る約束(先物売却、売る権利(プットオプション)の購入)をする。見込み通り下落すれば、3ヶ月後に実際の価格よりも高く売ることが可能。  
 購入・売却により市場に与える影響の緩和  
 現物市場以外の市場(先物市場等)で取引を行うことにより、現物市場への影響を緩和。

### 具体的な商品

債券先物	国債先物取引(東証)
債券オプション	国債先物オプション取引(東証)、相対取引
先物外国為替	銀行との相対が中心
通貨オプション	銀行との相対が中心
株価指数先物	TOPIX先物取引(東証)、日経225先物取引(大証)等
株価指数オプション	TOPIXオプション(東証)、日経225オプション(大証)等



# 企業年金の自家運用におけるデリバティブの利用に関する法令等の規定の概要

## 1. 自家運用における利用が認められているデリバティブの種類 (厚年法136条の3、DB令44条)

債券先物 債券オプション 先物外国為替 通貨オプション 株価指数先物 株価指数オプション

## 2. 利用の目的 (厚基則41条の3、DB則81条)

現物債券・現物株式の価格変動又は為替変動の危険の防止又は軽減を目的とすること。

又は、基本ポートフォリオの資産構成割合と実際の資産構成割合の乖離を縮小するために行うこと。

投機的取引を行わないこと。

現物の取得・売却又は差金の授受により、一定期間後に確実に精算すること。

## 3. 利用限度 (「厚生年金基金の年金給付等積立金の自家運用について」(平成12年5月31日年金局長通知)

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」(平成14年3月29日年金局長通知))

デリバティブの利用残高が、原資産(ヘッジ対象となる現物の債券・株式)の時価額以下であること。

[売りヘッジの場合]

$(\text{売建に係る額} + \text{コール付与残高} + \text{プット取得残高}) - (\text{買建に係る額} + \text{コール取得残高} + \text{プット付与残高})$   
現在保有する原資産の時価総額又は保有することが確定している原資産の時価総額

[買いヘッジの場合]

$(\text{買建に係る額} + \text{コール取得残高} + \text{プット付与残高}) - (\text{売建に係る額} + \text{コール付与残高} + \text{プット取得残高})$   
(現在保有する現金又は保有することが確定している現金) + (付与対価合計額 - 取得対価合計額)

(注) 付与対価合計額とは、コール付与残高及びプット付与残高に係る対価(プレミアム)の合計額をいひ、  
取得対価合計額とは、コール取得残高及びプット取得残高に係る対価(プレミアム)の合計額をいう。

## 4. 基金の内部体制の整備 (上記3.の通知)

当該運用に関する証券分析、運用方針の決定又は大口取引業務に従事した経験が3年以上ある者を配置すること。

(当該運用について、投資顧問契約を締結し、投資判断の助言を受ける場合は、ポートフォリオの管理及び分析業務に従事した経験が3年以上ある者又は他の運用に関する上記業務に従事した経験が3年以上ある者を配置することで代替可能。)

株式又は株価指数先物、株価指数オプションにより運用する場合は、上記に加えて、株価指数の変動との一致の状況を把握・分析できるコンピュータシステムを構築すること。

先物又はオプションによりポートフォリオ・オーバーレイを行う場合には、上記 又は に加えて、基金全体の資産を管理する責任者の職員を配置すること。